平成２２年（フ）第６６１号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字宮前167番地172
債務者　吉田　純子
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第６６２号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字宮前167番地172
債務者　吉田　貴子
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第８６３号
埼玉県川越市霞ケ関東４丁目１番地７　レジデンス霞101号室
債務者　髙山　由利
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８７８号
埼玉県富士見市東みずほ台２丁目24番地16
萩元コーポ201
債務者　櫻井　英夫
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４６３号
埼玉県熊谷市久保島2191番地
債務者　小林　正文
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２０６号
山口県宇部市居能町１丁目６番10―101号、旧住所山口県宇部市居能町３丁目13番31号
債務者　田中　幸恵
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第２７号
北海道稚内市宝来５丁目４番８号
債務者　竹内　久佳
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２２年（フ）第４４３号
岡山県倉敷市広江８丁目10番２号
債務者　中田　裕子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

破産手続終結

平成２１年（フ）第８３号
栃木県佐野市浅沼町471番地１
破産者　両毛設備工事株式会社
1　決定年月日　平成22年11月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２０年（フ）第４４６号
愛知県一宮市公園通３丁目11番地
破産者　丸一工業株式会社
1　決定年月日　平成22年11月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１３５号
愛知県一宮市多加木５丁目29番16号
破産者　日吉建設株式会社
1　決定年月日　平成22年11月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第３５０号
愛知県稲沢市七ツ寺町地蔵前８番地の１
破産者　守屋産業株式会社
1　決定年月日　平成22年11月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第２８７号
三重県四日市市西町７―７北畑ビル201号、住民票上の住所三重県津市河芸町影重2915番地５
破産者　西井　俊夫
1　決定年月日　平成22年11月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３６７６号
札幌市中央区北９条西19丁目35番地57
破産者　有限会社エクセレント都屋
1　決定年月日　平成22年11月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６９４号
神奈川県海老名市本郷4011番地
破産者　有限会社興洋自販
1　決定年月日　平成22年11月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３０９９号
横浜市泉区中田南３丁目17番22号
破産者　株式会社エムアールティー
1　決定年月日　平成22年11月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第６６号
長野県松本市大字入山辺49番地２
破産者　棚谷工業株式会社
1　決定年月日　平成22年11月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第２４９号
愛媛県西条市三津屋南11番５
破産者　第一観光株式会社
1　決定年月日　平成22年11月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第２３８９号
福岡市城南区長尾３丁目30番21号
破産者　博光化学株式会社
1　決定年月日　平成22年11月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部